

I C T活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領の運用基準

(趣旨)

第1 令和2年度より総合評価落札方式の価格以外の評価項目に「I C T活用証明書・週休2日実施証明書の有無」を評価対象としている。本運用基準は、I C T活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書の発行を実施するに当たり、手続き等の具体的な運用を定めるものとする。

(I C T活用証明書の発行対象工事及び実施方法)

第2 I C T活用証明書の発行に当っては、下記のとおり工事を実施するとともに、「I C T活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」及び「本運用基準」に基づき証明書を発行するものとする。

なお、証明書の発行者について、本課発注の場合は、工事を直接監理・監督する公所において発行するものとする。

- (1) 平成29年度及び平成30年度に実施したI C T活用モデル工事については、宮城県土木部I C T活用モデル工事実施要領に従い実施する。
- (2) 総合評価落札方式の「I C T・3次元化等の活用提案」の適用工事については、総合評価落札方式の手引きに従い実施する。
- (3) 上記の工事以外において「I C T・3次元化等の活用提案」の実施を希望する場合は、以下に従い実施する。

- 1) 受注者は、工事受注後、速やかに工事打合簿で、「I C T施工・3次元化等の活用提案 工事計画書*」(以下「工事計画書」という。)及びI C T活用工事に関する具体的な実施内容や対象範囲等を示した資料を提出し、I C T活用工事の実施について、発注者・受注者間で協議を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

※宮城県契約課のホームページを参照すること

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>)

- 2) 技術基準等については、国土交通省東北地方整備局のホームページを参照すること
(<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00915/jyouhouka/Th-iconHP/icon-torikumi.html>)
- 3) 発注者は、工事完了時に工事計画書の施工プロセスが履行されたかを確認する。履行確認により施工プロセスを1項目以上実施した工事が、I C T活用証明書の発行対象とする。
- 4) 受注者は、1)で承諾を得た事項について、内容変更が生じた場合、発注者と再度協議を行うこととする。

(週休2日実施証明書の発行対象工事及び実施方法)

第3 週休2日実施証明書の発行に当っては、下記のとおり工事を実施するとともに、「I C T活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」及び「本運用基準」に基

づき証明書を発行するものとする

(1) 平成29年度から実施している週休2日モデル工事については、各部局にて定める「週休2日モデル工事」実施要領（以下「週休2日実施要領」という。）に従い実施する。

なお、4週8休以上の現場閉所を達成した工事を証明書の発行対象とする。

(2) 受注者が、全ての工事において週休2日実施工事を希望する場合は、週休2日実施要領を準用する。ただし、週休2日実施要領に準ずることができない事項については、以下に従い実施する。

1) 各部局において週休2日実施要領を定めていない場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領を準用する。

2) 週休2日実施要領では、週休2日モデル工事の対象工事を下記のとおり記載しているが、証明書発行の対象工事は、受注者が希望する全ての工事とする。

(対象工事)

第2 原則、宮城県土木部が発注する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 港湾工事

(3) 供用開始などの工程上制約がある工事

(4) 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等で工程に大きく影響する工事

(5) その他、モデル工事に適さない工事

例. 宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領

3) 発注型式については、週休2日実施要領に問わず全ての型式を対象とする。

(発注型式)

第3 発注においては、次のいずれかによる型式を基本とする。

(1) 発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式）

(2) 受注者希望型（受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む型式）

例. 宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領

4) 受注者は、工事受注後、速やかに工事打合簿で、実施工程表（現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）まで）をし、週休2日実施工事の実施について、発注者・受注者間で協議を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

5) アンケート調査の実施については、不要とする。

(アンケート調査の実施)

第7 受注者は、工事完成後、速やかに別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査の回答を速やかに宮城県土木部事業管理課技術企画班に提出するものとする。

例. 宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領

- 6) 週休2日実施要領で定める実施確認により、4週8休以上の現場閉所を達成した工事を、週休2日実施証明書の発行対象とする。

附 則

この運用基準は、令和2年10月1日から施行し、令和2年10月1日以降に入札公告する工事から適用する。